

一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付要綱

第1条 趣旨

一般財団法人弘前市みどりの協会（以下「協会」という。）は、都市緑化推進や緑地及び樹木保全等を図るため、その活動に要する経費に対し、予算の範囲内において緑化等推進活動助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとする。

第2条 対象事業期間

活動に係る事業期間は原則として、募集対象事業年度の3月末日までに完了できるものとする。

第3条 事業の対象者及び対象活動

(1) 事業の対象者

弘前市内に拠点を置き、同地域を中心に活動する住民団体または非営利団体等であること。

(2) 事業の対象活動

ア 都市緑化の普及、啓発を目的とした活動

イ 緑地及び樹木保全等を目的に行う活動

ウ その他、協会が認めた活動

但し、以下に該当するものは応募できない。

- ・対象事業経費が1万円未満のもの

- ・個人の利益、または、特定の事業者の利益のために行われるもの
- ・政治、宗教又は選挙活動を目的とするもの
- ・他の団体等から補助金等の交付を受けているか、または受ける見込みのあるもの
- ・法令等に違反する等、協会の助成金交付の対象としてふさわしくないと認められるもの
- ・連続する2事業年度に亘る、同一団体かつ同一事業と認められるもの

第4条 助成金の対象経費及び額

(1) 助成金の対象経費

講師等謝礼金・旅費	講習会講師、指導者等への謝金・旅費
需用費	消耗品費（草刈鎌、刈払機刈刃、事務消耗品等）、燃料費
通信運搬費	
宣伝・広報費	印刷製本費等（チラシ、ポスター等作成費等）
保険料	参加者等傷害保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、機械・車両等借上げ料
原材料費	製作用資材、木材等の材料
その他経費	その他、協会が認める経費

但し、以下については助成を行わない。

- ・団体の維持運営に関する経費
- ・労賃、人件費（講師、指導者への報酬を除く）

- ・ 飲食費（講師、指導者は除く）及び慶弔費
- ・ 参加者へ配布する記念品、参加賞等の経費
- ・ 助成金交付認定通知日以前に支出された経費と認められるもの

(2) 助成金の額 1 団体当たり 20 万円以内で、かつ、全体事業費における助成金の対象経費実支出額の 90%以内の額とする。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第5条 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ その他 団体等の経歴及び、活動実績等に係る書類等（様式 任意）

第6条 審査及び認定通知

協会は、前条の規定による交付の申請を受けた場合、提出書類等の審査を行い、助成金の対象事業と認められた場合は助成金交付認定通知書（様式第5号）によって通知し、認められない場合は助成金交付不認定通知書（様式第6号）によって通知するものとする。

第7条 計画の変更等及び関係書類保存期間

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ協会へ届け

出、ア、イの場合は承認を、ウの場合には申請を取り下げなければならない。

ア 事業計画書（様式第2号）の「活動種別」の変更

イ 対象の活動内容等を変更（軽微な変更を除く）する場合

ウ 対象活動を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 対象活動が予定の期間内に完了しない場合、又は対象活動の遂行が困難となった場合においては、速やかに協会に報告し、その指示を受ける。

(3) 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びに、これらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後、5年間保管すること。

第8条 軽微な変更

第7条の(1)のアに定める軽微な変更とは、次に掲げるものとする。

ア 交付認定を受けた助成金額に変更が無く、支出科目を変更する場合

イ 交付認定を受けた助成金額の10%未満の減額変更

第9条 変更申請及び申請の取下げ

(1) 変更の際の提出書類 各1部

ア 変更交付申請書（様式第4号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 変更収支予算書（様式第3号）

(2) 申請取下げの際の提出書類 1 部

ア 交付申請取下げ書（様式第 7 号）

第 10 条 事業完了の報告

(1) 提出書類 各 1 部

ア 完了報告書（様式第 8 号）

イ 事業完了書（様式第 2 号）

ウ 収支決算書（様式第 9 号）及びそれを証する書類（領収書、受領証等
支払を証明するものの写し）

(2) 提出期限 事業完了の日から起算して 30 日以内とする。

第 11 条 助成金の額の確定及び請求

協会は、前条の規定による事業完了の報告を受けた場合、提出書類等の審査を行い、交付すべき助成金の額を確定後、助成金交付確定通知書（様式第 10 号）によって通知する。この際 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。また、確定した助成金の額については、請求書（様式第 11 号）を当協会へ提出することで、助成金の請求手続きを行うものとする。

第 11 条の 2 助成金の額の変更

協会は、前条の規定により確定した助成金の額を変更した場合は、助成金交付確定変更通知書（様式第 10－2 号）によって通知するものとする。

第 12 条 助成金交付取り消し及び返還

協会は、事業の対象者や事業内容が、助成金交付決定の内容、またはこれに付した条件、並びに協会の指示に違反したときや、協会の助成金交付の対象としてふさわしいと認められない場合、助成金交付認定及び確定の金額の全部又は、一部を取り消すことができる。その際、助成金交付認定等取消通知書（様式第 1 2 号）によって通知するものとし、既に交付した助成金がある場合は助成金返還請求書（様式第 1 3 号）によって請求し、既に交付した助成金の全部、もしくは一部を返還させることができる。

第 1 3 条 補則

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年度分の活動助成金から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 1 月 4 日から施行する。

（施行期日）

- 2 この要綱は、平成 2 6 年 5 月 1 日から施行する。

（施行期日）

- 3 この要綱は、令和 2 年 1 月 1 5 日から施行する。

年 月 日

一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付申請書

一般財団法人弘前市みどりの協会 代表理事 様

所在地

名 称

代表者

印

連絡担当者

連絡電話番号

緑化等推進活動助成金の交付を受けたいので、認定下さるよう、関係書類
を添えて申請します。

(1) 事業の目的

(2) 助成金の額（円）

事業計画書（変更事業計画書、事業完了書）

1 事業名

2 実施予定日または実施予定期間（実施日または実施期間）

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

3 活動場所

4 活動種別（要綱第3条(2)）

ア 都市緑化の普及、啓発を目的とした活動

イ 緑地及び樹木保全等を目的に行う活動

ウ その他（ ）

5 活動内容

6 参加人数

7 事業の新規・既存の別

新規 ・ 既存（従前の予算額： 円）

- （注）1 変更事業計画書の場合は、変更前に括弧し、変更後の計画を下段へ記載すること。
2 事業完了書の場合は、活動内容（状況）がわかる写真を添付すること。

収 支 予 算 書 (変更収支予算書)

1 収入の部

区 分 (支出科目名)	予 算 額	積算の基礎	*協会使用欄 *記入しないでください
合 計			

2 支出の部

区 分 (支出科目名)	予 算 額	積算の基礎	*協会使用欄 *記入しないでください
合 計			

(注) 変更収支予算書の場合は変更前に括弧し、変更後の計画を下段に記載してください。用紙が不足するときはコピーしてお使いください。

年 月 日

一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金変更交付申請書

一般財団法人弘前市みどりの協会 代表理事 様

所在地

名 称

代表者 印

連絡担当者

連絡電話番号

令和 年 月 日付け第 号によりの交付の認定を受けた事業計画
を、次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 変更内容（金額または活動種別）

変更前

変更後

2 計画変更の理由

様式第5号

年 月 日

第 号

一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付認定通知書

様

一般財団法人弘前市みどりの協会

代表理事

印

令和 年 月 日付けで申請のあった下記事業については、一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付要綱の規定に基づいて審査したところ、助成金の対象事業となることが認められましたので通知します。

事業名

助成金の額

円

(但し、実際の助成金の額は、完了報告を受領し審査後に確定されます)

様式第 6 号

年 月 日

第 号

一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付不認定通知書

様

一般財団法人弘前市みどりの協会

代表理事

印

令和 年 月 日付けで申請のあった下記事業については、一般財
団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付要綱の規定に基づいて
審査したところ、助成金の対象として認められませんでしたので通知します。

事業名

年 月 日

一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付申請取下げ書

一般財団法人弘前市みどりの協会 代表理事 様

所在地

名 称

代表者 印

連絡担当者

連絡電話番号

令和 年 月 日付け第 号により認定を受けた助成金交付申請について、下記のとおり取り下げます。

1 事業名

2 申請取り下げの理由

年 月 日

完了報告書

一般財団法人弘前市みどりの協会 代表理事 様

所在地

名 称

代表者 印

連絡担当者

連絡電話番号

令和 年 月 日付け第 号により交付の認定を受けた事業が完了
しましたので、関係書類を添えて報告します。

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	決 算 額	予 算 額	増	減	積算の基礎
	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	決 算 額	予 算 額	増	減	積算の基礎
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 領収証、受領証等、支払を明するものの写し、及び、事業実施状況が確認できる書類(写真、チラシ等)を別途添付して下さい。用紙が不足するときはコピーしてお使いください。

様式第 10 号

年 月 日

第 号

一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付確定通知書

様

一般財団法人弘前市みどりの協会

代表理事

印

令和 年 月 日付け申請、令和 年 月 日付け第 号で

令和 年度一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付認定した下記事業については、一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり助成金の額が確定しましたので通知します。

記

事業名

助成金の額 金

円

様式第 10 - 2 号

年 月 日

第 号

一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付確定変更通知書

様

一般財団法人弘前市みどりの協会

代表理事

印

令和 年度一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金について、令和 年 月 日付け申請、令和 年 月 日付け第 号認定、令和 年 月 日付け第 号確定の下記事業については、一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付要綱第 11 条の 2 の規定に基づき、以下のとおり助成金の額が確定しましたので通知します。

事業名

通知済み助成金の額 金 円

変更後の助成金の額 金 円

年 月 日

請 求 書

請 求 金 額 金 _____ 円

令和 年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた助成金として、上記のとおり請求します。

一般財団法人弘前市みどりの協会 代表理事 様

所在地

名 称

代表者

印

連絡担当者

連絡電話番号

口座振替金融機関名

口座種別

口座番号

フリガナ
口座名義

様式第 1 2 号

年 月 日

第 号

一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付認定等取消通知書

様

一般財団法人弘前市みどりの協会

代表理事

印

令和 年度一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金について、令和 年 月 日付け申請、令和 年 月 日付け第 号認定、令和 年 月 日付け第 号確定の下記事業については、一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、当該助成金の対象事業としての決定の（全部・一部）を取消しましたので通知します。

事業名

取消対象事業 全部 ・ 一部

様式第 13 号

年 月 日

第 号

一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金返還請求書

様

一般財団法人弘前市みどりの協会

代表理事

印

令和 年度一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金について、令和 年 月 日付け申請、平成 年 月 日付け第 号認定、令和 年 月 日付け第 号確定の下記事業については、一般財団法人弘前市みどりの協会緑化等推進活動助成金交付要綱第 12 条の規定に基づき、以下のとおり助成金の（全部・一部）返還を請求します。

事業名

認定金額または確定金額

支払い済み額

返還請求金額